

墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年8月29日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第81号

墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例の施行等に関する規則（平成27年墨田区規則第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号中「第10条第1項に規定する保護命令」を「第10条第1項若しくは第10条の2の規定による命令」に改める。

第4条を次のように改める。

（利用者負担額に係る特例）

第4条 条例別表第1備考5（条例別表第2備考において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める教育・保育給付認定子どもは、特定被監護者等（政令第14条に規定する特定被監護者等をいう。）がいる保護者等の世帯に属する満3歳未満保育認定子どもとし、当該満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額は、0円とする。

付 則

- 1 この規則は、令和7年9月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第4条の規定は、令和7年9月以後の月分の利用者負担額について適用し、同月前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。